

長崎キリシタン考(5) —禁教時代から復活まで—

長崎史談会 幹事 村崎春樹

家康(秀忠名前で)による禁教令

慶長14年(1609)ポルトガル船「マードレ・デ・デウス」事件が発生し、その処理を巡って知り合った有馬晴信と本多正純の重臣岡本大八との間に起こった有馬晴信の旧領に関わる贈収賄と詐欺事件が露見した。有馬晴信や岡本大八はともにキリシタンであった事に驚いた家康は、慶長17年(1612)直轄領についてキリシタン禁教令を布告した。続いて慶長18年(1613)2月19日僧以心崇伝に命じて「伴天連追放之文」を起案させ、將軍徳川秀忠から全国に布告させた。

「港制限令」

唐船之儀ハ、何方に着候共、船主次第売買可仕旨被仰出候、以上急度申入候、仍伴天連門徒之儀、堅御停止之旨、先年相国様被仰出候上者、彌被存其旨、下々百姓已下二到迄、彼宗門無之様二可被入御念候
將又黒船いきりす舟之儀者、右之宗体二候間、到御領分二着岸候共、長崎平戸へ被遣、於御領内売買不仕様二尤候、此旨依上意如斯候

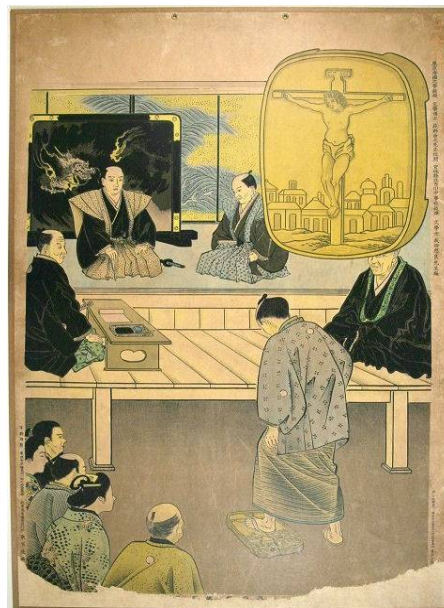
長崎におけるキリシタン禁教政策

慶長18年(1613)徳川秀忠による禁教令が布告された翌年の慶長19年(1614)長崎奉行長谷川左兵衛藤広は、長崎のまちなかにあった教会を大村や佐賀、唐津、平戸藩などに命じて破却させた。

その教会破却直前の同年10月36人の神父を含む62人のイエズス会員などが長崎からマカオへ国外追放された。さらにキリシタン大名で有名な高山右近も同年2月金沢を出立、4月末には長崎に到着、スペイン人貿易商アビラ・ヒロン(Avila Giron, Bernardino de)は『日本王国記』なかで、高山右近は上町付近の「鳥ノ羽屋敷」に居住したと記録している。また別の記録によると右近は、トードス・オス・サントス教会にも数日間滞在したが、10月には高山右近は8人の神父と日本人キリシタンや内藤如安などともに合計350人が幕府上使山口駿河守によって長崎からマニラへ国外追放となった。

さらに、長谷川左兵衛藤広が堺奉行へ転出にあたり甥の長谷川権六藤正(広智)が長崎奉行に就任。將軍秀忠よりキリシタン禁教令の徹底を指示された権六は元和6年(1620)長崎周辺に残っていた教会と中心に残っていた、ミゼリコルディア病院、教会、孤児院を破却した。

長谷川権六藤正(広智)が長崎奉行在職中には、日本への渡航が禁止されているキリスト教宣教師朱印船による密航事件や元和の大殉教が起こる。その後も水野河内守守信、竹中采女正重興(重義)と続く。水野越前守の時代には踏絵を始め、



キリシタンに対する告発のための報奨金制度も設けた。

竹中采女正重興(重義)は、500人の家臣とともに赴任、キリシタン摘発と棄教を迫るため64人のキリシタンを捕縛したうえで肥前島原藩主松倉重政の提案による雲仙嶽地獄における拷問を行うなど、寛永年間まで徹底したキリシタン禁教政策が行われた。(つづく)

「伴天連追放之文」の抜粋
乾爲父坤爲母、人生於其中間、三才於是定矣、夫日本者元是神国也……神與佛其名異、而其趣一者、恰如合符節……爰吉利支丹之徒党、適來於日本、非善渡商船而通資財、叨欲弘邪法惑正宗、以改域中之政號作己有、是大禍之萌也、不可有不制矣、日本者神国佛国、而尊神敬佛……彼伴天連徒党、皆反件政令、嫌疑神道、誹謗正法、殘義損善、見有刑人、載欣載奔、自擇自礼、以是爲宗之本懷、非邪法何哉、実神敵佛敵也、急不禁、後世必有国家之患、殊司号令不制之、却蒙天譴矣……早斥彼邪法、弥昌吾正法、世既雖及澆季、益神道佛法紹隆之善政也、一天四海宣承知、莫敢違失矣
慶長十八年龍集癸丑臘月日 御朱印

※(読み下し文)

乾(けん)は父と爲し、坤(こん)は母と爲す。人其の中間に生まる。三才是に於て定まる。夫れ日本は元是れ神国也。……神と佛と其名異なりて、而して其趣一なるは、恰も符節を合するが如し。……爰(こゝ)に吉利支丹の徒党、適(たまたま)日本に來り、壺(ただ)に商船を渡して資財を通ずるのみに非ず、叨(むさぼ)りて邪法を弘め正宗を惑はさんと欲し、以て域中の政號を改めて己が有となさんとす。是れ大禍の萌(きざし)なり。制せずんばあるべからず。日本は神国佛国にして神を尊び佛を敬す。……彼の伴天連の徒党、皆件(くだん)の政令に反し、神道を嫌疑し、正法を誹謗し、義を殘(そこな)ひ善を損じ、刑人有るを見ては、載(すなわ)ち欣び載ち奔(はし)り、自ら擇し自ら礼し、是を以て宗の本懷と爲す。邪法に非ずして何ぞや。実に神敵佛敵なり。急ぎ禁ぜずんば、後世必ず国家の患(うれい)あらん。殊に号令を司って之を制せずんば、却て天譴(てんけん)を蒙らん。……早く彼の邪法を斥け、弥(いよいよ)吾正法を昌んにせん。世既に澆季(ぎょうき・末の世)に及ぶと雖(いえど)も、益(ますます)神道佛法紹隆の善政也。一天四海宜しく承知すべし。敢へて違失する莫(なか)れ。

慶長十八年龍集癸丑(みずのとうし)臘月日 御朱印

徳川秀忠二港制限令を布告

元和2年(1616)將軍徳川秀忠は8月8日に、キリシタン禁教とヨーロッパ船との貿易を長崎と平戸に限定した。これは、慶長18年(1613)のキリシタン禁教令の再確認とヨーロッパ船との貿易統制を行うためであった。